

日本大学三島高等学校・中学校 いじめ防止基本方針

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日施行

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 9 月 1 日改正

令和 7 年 9 月 1 日施行

1. いじめ防止のための基本方針

『いじめ防止に関する基本的な考え方』

● いじめは絶対に許されない行為

いじめは、子どもの人権を著しく侵害する重大な問題である。どのような理由や背景があっても、いじめは決して容認されるものではなく、学校として「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢を持ち続ける必要がある。

● いじめは「どの学校・どの学級でも起こりうる」

いじめは、特別な環境で起きるものではなく、すべての学校・学級に起こり得る身近な問題である。「うちの学校（学級）にはいじめはない」という思い込みを捨て、日常からいじめの芽を見逃さない視点が必要である。

● いじめは加害・被害の関係にとどまらない

いじめは、「加害者」「被害者」だけの問題ではなく、周囲の傍観者（無関心・見て見ぬふり）を含む集団の中で発生・拡大する社会的問題である。周囲の生徒も「傍観しない」ことを指導し、いじめに立ち向かう勇気を育てることが重要である。

● 生徒自身の「主観」を最も重視する

いじめの判断は、被害を受けた生徒がどう感じているか（主観）が基準である。行為者や周囲が「冗談だった」「悪気はなかった」と言っても、被害生徒が苦痛を感じたなら、それはいじめに該当する。

● いじめへの対応は「早期発見・迅速対応」が原則

いじめは、早期に適切に対応すれば解決できる可能性が高くなるため、小さなサインや訴えを見逃さず、「すぐに動く」「放置しない」「継続して見守る」ことが学校の責務である。

『いじめの定義』

いじめとは、「当該生徒が心理的・物理的に苦痛を感じている行為」であり、一定の人間関係のもとで、他の生徒からの行為によって心身に苦痛を受けているものを指す。発生場所は学校内外を問わず、インターネット上も含む。

『いじめの基本認識』

いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得る問題であることを教職員・生徒・保護者が共通認識として持ち、いじめを「絶対に許さない」という明確な姿勢を学校全体で共有する。いじめは被害者の人格と尊厳を深く傷つける行為であり、早期発見・迅速対応が重要である。

2. 校内いじめ防止対策委員会

【目的】

いじめの防止、早期発見、迅速・適切な対応を組織的に行うための学校の中核組織。

【構成メンバー】

- ・ 学校長（責任者）
- ・ 教頭（副責任者）
- ・ 生活指導部主任
- ・ 学年主任
- ・ 学級担任
- ・ 養護教諭
- ・ 特別支援教育コーディネーター
- ・ スクールカウンセラー
- ・ 部活動顧問（必要に応じて）
- ・ その他学校が必要とする教職員

【主な役割】

- ・ 年間を通じたいじめ防止計画の策定と実施
- ・ 校内の情報収集・共有・協議
- ・ いじめ防止の校内研修の企画運営
- ・ 発見・相談があった場合の初期対応・調査
- ・ 保護者との連絡調整
- ・ 外部機関（警察、児童相談所、教育委員会等）との連携窓口

『いじめ防止推進チーム』（担任中心・学年レベル）

【目的】

学年・学級の日常的な指導・観察を担う現場主導の組織。

【構成メンバー】

- ・ 学年主任（リーダー）
- ・ 学級担任
- ・ 部活動顧問
- ・ 養護教諭
- ・ スクールカウンセラー

【主な役割】

- ・ 毎日の生徒観察・学級状況の共有
- ・ 学年定例会での小さな兆候の報告・協議
- ・ 担任主導のアンケート実施・個別面談
- ・ 生徒・保護者との日常的な相談窓口

3. いじめの未然防止・いじめを許さない学級・学校づくり

『学級経営の充実』

生徒一人ひとりのよさを認め合い、思いやりや協力の精神を育む学級経営を実践し、日常の活動や学年行事・学校行事により、互いの理解を深める機会をつくる。

① SHR（ショートホームルーム）の活用

朝や帰りの SHR 等において、日常の出来事等を題材に、いじめの予防に関する話題を提供する。

② LHR（ロングホームルーム）の活用

LHR を利用し、いじめにならない態度・能力を育成するため、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養う人権教育を行ったり、いじめ予防についてクラス全体で話し合ったりする。

③ 自己肯定感や自己有用感の育成

学級では生徒各々が必ず役割を分担し、桜陵祭（文化祭）・体育祭等の学校行事の際には、できる限り集団の中で一人一人が活躍できる場をつくり、さらに部活動への参加を大いに推奨し、自己肯定感や自己有用感を育成する。

④ 担任と生徒の距離が適正なクラス経営

担任は、あいさつや声掛け、雑談など、学習や部活動以外の話題にも耳を傾けるなど、安心して相談できる環境づくりに努める。

『教職員の研修』

いじめ防止・早期発見に関する定期的な校内研修を実施し、教職員の意識と対応力を高め、生徒理解、教育相談、危機管理に関する知識を継続的に習得する。

① いじめの定義と事例研究研修

文部科学省の定義を基に、いじめの具体的事例を紹介するなど、判断基準を共有する。グループワーク形式で事例の対応策を考え、対応の質を高める。

② アセスメント・報告・記録の研修

いじめの疑いがある場合の報告・連携の流れを確認する。教職員が記録すべきポイントや保護者との連携方法を周知する。

③ スクールカウンセラー・外部講師による講習

心理的背景の理解や、支援方法の知識を深める。加害者側の心理や家庭環境、再発防止の視点も取り入れる。

法的視点からの研修を実施することにより、学校・教職員の法的責任と権利を理解する。体罰に関する内容やいじめによる法的トラブルの予防策等を周知する。

『保護者との連携』

いじめのもつ問題性や家庭教育の重要性などを具体的に理解してもらうために、「学校だより」や「学校新聞」など、学校からのお知らせによる啓発活動を積極的に行う。

4. いじめの早期発見

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のためには日頃から教師が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切である。教師は生徒たちの細な言動から、小さな変化（SOS 信号）を見逃さないように常にアンテナを高く保たなければならない。

また、定期的なアンケート調査や個人面談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制・環境を整え、実態把握に努め、保健室・相談室（学校カウンセリング）等とも連携を図り、全教職員で情報を共有し、保護者とも連携して取り組む。

『生徒や学級の様子を把握・いじめの予兆に気づく』

毎日の学校生活や日常会話の中で、生徒の表情や行動に変化がないか注意深く観察する。生徒間の人間関係の変化や孤立、登校状況などを把握する。

『具体的方法』

学級日誌、定期的なアンケート、教育相談、個別面談、学校生活チェックを活用する。学級担任・部活動顧問・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・カウンセラーが情報を共有する。

『いじめの分類』

物理的攻撃、心理的攻撃（悪口・仲間外し等）、金品の強要、ネットいじめ、性的いじめ、差別的言動など、形態に応じた分類と理解を行う。

『いじめのサイン』

登校を渋る、無口になる、持ち物の紛失・破損、成績の急変、スマホや SNS 利用の変化、表情の硬化等に注意する。

『訴えに対する対応』

生徒の訴えは事実として真摯に受け止め、曖昧にせず、速やかに初期対応を行う。匿名の情報も大切に扱い、事実確認を進める。

5. いじめの対応と指導・支援

いじめの兆候もしくはいじめを発見した時は、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するために日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

『いじめ対応の基本的流れ』

発見→事実確認→学校内での情報共有→適切な支援・指導→継続的な見守り→再発防止

『いじめ発見時の緊急対応』

被害生徒の安全確保を最優先に行い、必要に応じて保護者への連絡や関係機関への相談を迅速に行う。事実確認は客観的に行い、加害生徒・被害生徒双方に配慮した聞き取りを実施する。

『いじめが起きた場合の対応』

教職員・保護者・関係機関と連携し、加害生徒に対しては指導・支援を行い、反省と行動改善を促す。被害生徒には心理的支援を継続し、安全な学校生活の確保に努める。

『継続指導』

事案終息後も、必要に応じて個別面談や生活指導を継続し、再発防止と人間関係の修復を図る。

6. インターネット上のいじめの対応

『インターネット・SNS等のいじめとは』

SNS、メール、掲示板等を用いて誹謗中傷、個人情報の拡散、悪質な画像・動画投稿、仲間外し等を行う行為。

『いじめの事例』

- ・ 匿名投稿による誹謗中傷
- ・ 不適切な写真・動画の拡散
- ・ SNS グループからの排除や仲間外し

『未然防止』

情報モラル教育を定期的実施し、ネットいじめの深刻さを生徒に理解させる。SNS 利用に関する学校ルールの明確化と家庭での指導の徹底を図る。

不適切な投稿を発見した場合は、速やかに学校・保護者間で情報共有し、適切に対応する。

以上